ご遺族のための
おくやみハンドブック

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。
今後、お亡くなりになった方に関する保険証等の返還や年金請求、介護保険等の手続きが必要となります。
『おくやみコーナー』では、市役所内での手続きを少しでも分かりやすく済ませていただけるよう、必要な手続きの絞り込みや、一部申請書作成補助等のご案内を行います。
ぜひご利用ください。

おくやみコーナーご利用の流れ、予約方法

①ご予約ください【予約優先制】

※ご予約のない場合、聞き取りによる手続きの絞り込みと担当課への案内のみ行います。
予約が優先されますので、お待ちいただく場合があります。

利用したい日の３日前(土・日・祝日・年末年始を除く)までに
ご希望の日時の枠(１)～(６)をお知らせください。

※予約状況によってはご希望に添えない場合がございます。予めご了承ください。

【おくやみコーナー利用可能日時　平日　午前９時～午後４時】

(１)　午前　９時００分～	(４)　午後　１時００分～
(２)　午前１０時００分～	(５)　午後　２時００分～
(３)　午前１１時００分～	(６)　午後　３時００分～

予約の際、**30分程度聞き取り**を行います。
お時間に余裕をもってお電話ください。

※葬儀がお済みで、落ち着いてからのご来庁をおすすめします。
おくやみコーナー予約電話
☎　0172－88－7199
予約受付時間　平日 午前９時～午後４時

②お亡くなりになった方、おくやみコーナーに来る方、葬祭執行人(喪主)、相続人代表者の情報をお伺いし、必要な持ち物をお知らせします。

③ご予約の時間に弘前市役所市民防災館１階市民課 おくやみコーナーへお越しください。

お越しになりましたら、最初に市民防災館１階総合案内にて番号札をお取りください。

④市役所内で必要な手続きと担当課をご案内します。

※手続きによっては後日改めて来庁していただく場合もございます。

※おくやみコーナーを予約せず、関係する課で直接手続きをすることもできます。

弘前市　市民課　おくやみコーナー

目　次

手続きチェックリスト ……2
手続きチェックリスト，各種証明書の発行 ……5
おくやみコーナーにお持ちいただくもの ……6
よくある質問 ……8
委任状 ……9
手続き一覧【保険・年金】 ……１０
【年金，介護】 ……１１
【介護，障がい】 ……１２
【納税，バイク等】 ……１３
【家・土地，農地】 ……１４
【水道，市営・駅前・再生住宅】 ……１５
【こども】 ……１６
【市奨学金，弘前霊園，交通共済】 ……１７
【住民登録】 ……１８
情報提供（こころの健康相談） ……１８
情報提供（相続人について） ……１９
市役所外の手続き一覧 ……２１
相続登記についてのご案内 ……２３
法定相続情報証明制度のご案内 ……２５
遺品整理をされる方へ ……２６
庁舎内マップ【１階，２階】 ……２７
庁舎内マップ【３階，４階】 ……２８

手続きチェックリスト

亡くなった方についてお伺いします。

該当する回答にチェック✓を入れ、必要な手続き、詳細のページをご確認ください。

項目	質問	回答		担当課	必要な手続きの例	ページ
保険	どのような健康保険に加入されていましたか？	□国民健康保険		国保年金課	資格確認書または被保険者証等の返還・葬祭費請求	10
		□後期高齢者医療保険			資格確認書または被保険者証等の返還・葬祭費請求	
		□社会保険・共済組合など			必要な手続きは会社や組合にお問い合わせください。	
		□わからない			資格確認書または被保険者証等を市役所にお持ちください。	
年金	年金を受給していましたか？	□いいえ			死亡一時金請求 遺族基礎年金請求 寡婦年金請求	10
		□はい	国民年金		死亡届 未支給年金請求 遺族年金請求	10
			厚生年金			
			共済年金		各共済組合にお問い合わせください。	11
			企業年金		企業年金連合会等にお問い合わせください。	
			農業者年金	農業委員会	手続きは農協各支店で行います。	
			市議員年金	議会事務局	受給権消滅届出、遺族年金請求	
			軍人恩給		総務省恩給相談室へお問い合わせください。	
介護	65歳以上ですか？	□はい	□いいえ	介護福祉課	相続人代表の届出	11
	介護認定を受けていましたか？	□はい	□いいえ		介護保険被保険者証の返還 介護保険負担割合証の返還	
	高額介護サービス費の支給を受けていましたか？	□はい	□いいえ		相続人代表の受領申立	
	緊急通報システムを利用されていましたか？	□はい	□いいえ		利用取消	12
	認知症高齢者等ただいまサポート事業を利用されていましたか？	□はい	□いいえ		利用取消	

項目	質問	回答		担当課	必要な手続きの例	ページ
障がい	障害者手帳をお持ちでしたか？	□はい	□いいえ	障がい福祉課	身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳の返還	12
	重度心身障害者医療費受給者証をお持ちでしたか？	□はい	□いいえ		受給者証の返還	
	障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証をお持ちでしたか？	□はい	□いいえ			
	在宅心身障がい者タクシー等利用券をお持ちでしたか？	□はい	□いいえ		利用券の返還	
	有職障がい者交通費支給制度を利用していましたか？	□はい	□いいえ		資格喪失手続き	
	自立支援医療（精神通院）受給者証をお持ちでしたか？	□はい	□いいえ		受給者証の返還	
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給していましたか？	□はい	□いいえ		受給資格喪失の届出 未支払い手当の請求	
	青森県心身障害者扶養共済制度に加入していましたか？	□はい	□いいえ		弔慰金請求 年金請求 年金受給権者の死亡手続き　等	
納税・バイク等	亡くなった方の市県民税・森林環境税納税通知書が届いていますか？	□はい	□いいえ	市民税課	相続人の状況によって手続きが異なります。	13
	125cc以下の原付バイク・弘前市ナンバーの小型特殊車両・農耕車などを所有していましたか？	□はい	□いいえ		名義変更 廃車申告	
	納税している方でしたか？	□はい	□いいえ	収納課	口座振替の変更または廃止 等	
家・土地	土地家屋などの固定資産を所有していましたか？	□はい	□いいえ	資産税課	現に所有する人(相続人)の申告 名義変更	14
	空き家に関する相談をご希望ですか？	□はい	□いいえ	建築指導課	空き家に関するご相談	
	農地を所有していましたか？	□はい	□いいえ	農業委員会	相続された方の届出	

項目	質問	回答		担当課	必要な手続きの例	ページ
水道	水道(井戸水等含む)・下水道を利用していましたか？	□はい	□いいえ	上下水道部お客さまセンター	使用の中止・廃止又は名義変更届出 所有者変更届 井戸水等の使用状況変更届	15
	公共下水道事業受益者負担金・分担金の納付中または猶予中でしたか？	□はい	□いいえ	上下水道部営業課	受益者異動届 □座振替依頼届出	
住宅	市営住宅や駅前住宅、または弘前駅前北地区都市再生住宅に入居していましたか？	市営・駅前 □はい	□いいえ	市営住宅サービスセンター	市営住宅返還届 同居者異動届　等	
		再生住宅 □はい	□いいえ	都市計画課	使用者名義変更 連帯保証人変更承認申請　等	
こども	妊婦支援給付金の未申請分がある方でしたか？	□はい	□いいえ	こども家庭課	未支払請求	16
	認可保育所・認定こども園・幼稚園在園児のいる世帯ですか？	□はい	□いいえ		教育・保育給付認定変更 施設等利用給付認定変更	
	子ども医療費または、ひとり親家庭等医療費助成対象の方でしたか？	□はい	□いいえ		医療費償還 受給資格証返還 資格消滅の届出	
	児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給していた保護者の方、または児童の方でしたか？	□はい	□いいえ		個別の状況に応じてご案内します。 受給資格喪失(消滅)の届出 受給資格証の返還又は再発行 受給者変更申請 未支払請求　等	
	小中学生のいるご家庭で経済的に困っていますか？	□はい	□いいえ	学務健康課	就学援助申請	
市奨学金	弘前市奨学生の方、またはその連帯保証人の方でしたか？	□はい	□いいえ	教育総務課	返還免除申請 奨学生等異動届 連帯保証人変更届	17
霊園	弘前霊園を利用されていましたか？	□はい	□いいえ	環境課	名義変更	17

項目	質問	回答		担当課	必要な手続きの例		ページ
交通共済	交通事故で亡くなった方は、青森県交通災害共済に加入していた方でしたか？	□はい	□いいえ	地域交通課	青森県交通災害共済弔慰金請求		17
住民登録	マイナンバーカード・通知カード・住民基本台帳カードをお持ちでしたか？	□はい	□いいえ	市民課	カード返納	※必要な手続きが終了した後に破棄または返納してください。	18
	印鑑登録をされていましたか？	□はい	□いいえ		印鑑登録証の返納		
	パスポートをお持ちでしたか？	□はい	□いいえ	パスポートセンター	パスポートの返納		
市役所外の手続きについてはご遺族の方でご確認ください。							

各種証明書の発行

	証明書	必要なもの	１通あたり料金	発行時間及び窓口	注意事項
□	住民票(除票含む)	本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	３００円	平日８:30～17:00 市民課、岩木総合支所、相馬総合支所、各出張所、城東分室 平日８:30～19:00 土日祝８:30～17:00 ヒロロスクエア総合行政窓口 ※ただし、死亡届（死亡診断書）記載事項証明書に関しては、ヒロロスクエア総合行政窓口も 平日８:30～17:00	
□	戸籍謄本・抄本		現在の戸籍 ４５０円 除籍・改製原戸籍 ７５０円		必要な戸籍の種類を予め提出先にご確認してから、請求してください。
□	戸籍の附票		３００円		
□	印鑑登録証明書	印鑑登録証	３００円		亡くなった方の証明書は発行できません。
□	税関係証明書	本人確認書類	３００円		
□	死亡届（死亡診断書）記載事項証明書	本人確認書類、簡易生命保険の証書 ※遺族年金請求又は簡易生命保険金の請求(郵政民営化前の契約で、受取額が１００万円を超える場合)に限り発行可	３５０円		請求者以外の代理人が申請する場合は委任状が必要。 ※死亡届(死亡診断書)のコピーは大切に保管してください。 コピーで手続きができる場合があります。

おくやみコーナーにお持ちいただくもの

お越しの際には、以下のうち該当するものをお持ちください。

■ご遺族のもの

① □　**認印**（□　届出人　□　相続人代表　□　喪主）

② □　**お越しいただく方の本人確認書類**

・公的機関が発行した顔写真付きのもの

（□　マイナンバーカード　□　運転免許証　□　パスポート

□　身体障害者手帳　□　住民基本台帳カード　等）

・顔写真付きのものがない場合は、次の２点

（□　資格確認書または被保険者証　□　介護保険証　□　年金手帳　等）

③ □　**マイナンバーがわかるもの**

（□　マイナンバーカード　□　通知カード　□　メモ　等）

④ □　**預貯金通帳**（□　届出人　□　相続人代表　□　喪主）

⑤ □　**新たな引き落とし口座の預貯金通帳と銀行印**

※亡くなった方名義の預貯金通帳から各種税金の引き落としがされている場合、

新たに引き落とし口座を設定する際に必要となります。

⑥ □　**世帯主が死亡し、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合**

加入者全員分の資格確認書または被保険者証等

見本

【マイナンバーカード】

【住民基本台帳カード】

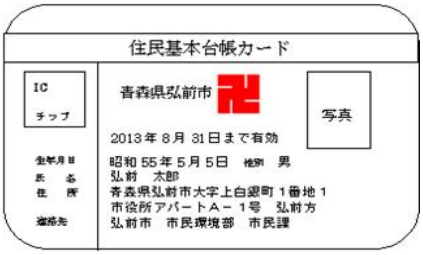

【印鑑登録証】

おくやみコーナーにお持ちいただくもの

『亡くなった方のもの』が見つからない・紛失した場合は、ご相談ください。

■亡くなった方のもの

① □　マイナンバーがわかるもの

（□　マイナンバーカード　□　通知カード　□　メモ　等）

② □　印鑑登録証

③ □　住民基本台帳カード（作成されている場合）

【健康保険】

④ □　資格確認書または被保険者証等

⑤ □　葬祭執行人（喪主）であることを証明するもの
（領収書、葬儀日程、会葬礼状等）

※国民健康保険の加入者で、死亡者と葬祭執行人（喪主）が同じ世帯の場合は、不要です。

【年金】

⑥ □　年金証書　⑦ □　年金手帳

【介護】

⑧ □　介護保険被保険者証

⑨ □　介護保険負担割合証（要支援・要介護の認定を受けている方）

【障がい】

⑩ □　身体障害者手帳

⑪ □　精神障害者保健福祉手帳

⑫ □　愛護手帳（療育手帳）

⑬ □　各種受給者証

【こども】

⑭ □　各種受給者証

⑮ □　その他、弘前市から交付された証書類

※その他の必要書類は、手続きの内容によって異なります。
詳しくは２～５ページのチェックリストに該当する手続きを
10～18ページの手続き一覧でご確認いただき、必要書類を
お確かめください。

よくある質問

Q：死亡届は提出したので、市役所での手続きは他に必要ありませんか？

A：多くの方の場合、手続きが必要になります。

＜主なもの＞

〇健康保険：国民健康保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。
亡くなった方の社会保険の扶養になっていた遺族の方が、国民健康保険に切り替える必要のある場合は、加入手続きが必要です。

〇後期高齢者医療保険に加入していた方は、葬祭費等の手続きがあります。

〇年金関係：年金を受給されていた方は、未支給年金請求等の手続きがあります。
年金受給前でも、死亡一時金等の請求ができる場合があります。
18歳未満の方で加算額・加給年金額の対象となっている場合は手続きが必要です。
※ただし、各種請求できる方には、一定の要件があります。

〇介護保険：65歳以上の方は、手続きが必要です。
介護サービスの利用がなくても保険料関係の手続きがあります。

〇税金関係：課税状況等によって、手続きが必要な場合があります。

〇その他 ：不明な点は「手続き一覧」に記載の受付窓口へお問い合わせください。

Q：亡くなった方の資格確認書等見つからないものがありますが、手続きはできますか？

A：証書類に不足がある場合は、状況に合わせてご案内いたします。

Q：死亡の記載のある戸籍や住民票が必要ですが、すぐに取得できますか？

A：死亡届出後、戸籍は１週間ほど、住民票は２日ほど（閉庁日を除く）、お時間をいただきます。

弘前市以外に死亡届を提出した場合や、本籍地が弘前市以外の市町村の場合は、さらに日数がかかります。

Q：住民票の写しや戸籍謄本等を代理で取得する場合、委任状は必要ですか？

A：委任状が必要です。9ページの様式をコピーしてお使いください。

※なお、亡くなった方と請求者の続柄が確認できない場合は、相続人や利害関係人であることのわかる書類（戸籍謄本等）の提示が必要となることがあります。

Q：相続人代表者とは何ですか？

A：相続人の中から代表して、市からの通知などを受け取る方のことです。

コピーしてお使いください。

死亡に関する手続き用

記入される前にお読みください。

※「消せるボールペン」など訂正が容易にできる筆記用具は使用しないでください。

※下記の委任行為、委任事項について、委任者へ電話で確認させていただく場合がありますので、日中に連絡が取れる連絡先電話番号を記入してください。

委 任 状

（宛先）弘前市長　　令和　　年　　月　　日作成

委任者（頼む方）

住所

氏名　　（※）

（※）本人が手書きしない場合は、記名押印してください。

（生年月日　大正・昭和・平成・令和・西暦　　年　　月　　日）

連絡先電話番号　　－　　－

私は、次の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

代理人（頼まれて窓口に来る方）

住所

氏名

委任事項（委任する事項に✓を付してください）

《　　》の死亡に関する手続きに伴い、

☐《　　》の戸籍（除籍）、改製原戸籍、住民票（除票）の交付申請

本籍　　弘前市大字

筆頭者氏名

☐ 市税に関する証明書の交付申請

☐ 遺族年金用：所得証明書　　最新年度分　　通

☐ 相続登記用：固定資産評価証明書　　最新年度分

（土地：全部・一部）（家屋：全部・一部）　　各　　通

☐ その他（　　）

（注）相続登記では、登記申請日時点での最新年度の固定資産評価証明書が必要です。
固定資産評価証明書は、毎年４月１日に最新年度が替わります。

原本保管：市民課　　受付印

手続き一覧

お亡くなりになった後の、一般的な手続きについてご案内します。
詳細は「受付窓口」に記載の担当課へお問い合わせください。

保険・年金

手続きの場所…
市民防災館１階　国保年金課　ほか
◆…岩木総合支所・相馬総合支所 各 民生課でも手続きできます。

対象者		主な手続き	必要なもの	受付窓口
当てはまる方はチェック □	国民健康保険に加入されていた	・資格確認書または被保険者証等の返還◆	①亡くなった方の資格確認書または被保険者証等 ※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に加入者が居る場合は、加入者全員分の資格確認書または被保険者証等	市民防災館１階 国保年金課 国保保険料係 ☎0172-40-7045
		・葬祭費の申請◆ （高額療養費に該当する場合）	・葬祭執行人が同じ世帯の場合 ①葬祭執行人の預貯金通帳 ・葬祭執行人が別世帯の場合 上記の他、②会葬礼状等喪主が記載された書類 （相続手続きが必要となる場合がありますので、受付窓口へお問い合わせください。）	市民防災館１階 国保年金課 国保給付係 ☎0172-40-7047
□	後期高齢者医療制度に加入されていた	・資格確認書または被保険者証等の返還◆	①亡くなった方の資格確認書または被保険者証等 ※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者が居る場合は、加入者全員分の資格確認書または被保険者証等	市民防災館１階 国保年金課 後期高齢者医療係 ☎0172-40-7046
		・葬祭費の申請◆ ・高額療養費等の受領申立書の提出◆	①葬祭執行人（喪主）の預貯金通帳 ②葬祭執行人（喪主）であることがわかるもの（領収書、葬儀日程、会葬礼状等） ③相続人代表となる方の預貯金通帳及び印鑑（認印）	
□	国民年金に加入されていた	・死亡一時金の請求◆ ・遺族基礎年金の請求◆ ・寡婦年金の請求◆	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記の窓口へお問い合わせください。 ①亡くなった方の年金手帳 ②請求者となる方の預貯金通帳 ③請求者となる方のマイナンバーがわかる書類	市民防災館１階 国保年金課 国民年金係 ☎0172-40-7048
□	国民年金を受給されていた	・死亡届◆ ・未支給年金の請求◆ ・遺族基礎年金の請求◆	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記の窓口へお問い合わせください。 ①亡くなった方の年金証書 ②請求者となる方の預貯金通帳 ③請求者となる方のマイナンバーがわかる書類	
□	厚生年金または共済年金に加入されていた	弘前年金事務所または加入している共済組合へお問い合わせください。		弘前年金事務所 （外崎5丁目2-6） ☎0172-27-1339 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890
□	厚生年金を受給されていた	・死亡届 ・未支給年金の請求 ・遺族厚生年金の請求	※下記以外に他の書類等も必要ですので、まずは、右記の窓口または市役所の国民年金担当窓口へお問い合わせください。 ①亡くなった方の年金証書 ②請求者となる方の預貯金通帳 ③請求者となる方のマイナンバーがわかる書類 ※年金事務所でのご相談・手続きの際は、ご予約をお願いします。	

年金

手続きの場所…
種別によっては市役所外での手続きが必要です。

	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	共済年金を受給されていた	各共済組合へお問い合わせください。		
□	企業年金を受給されていた	各企業年金基金等または企業年金連合会 ☎0570-02-2666へお問い合わせください。		
□	農業者年金を受給されていた	・死亡届 ・未支給年金請求	①亡くなった方の年金証書（無くても可） ②亡くなった日が確認できる戸籍謄本等（原本） ③亡くなった方と未支給年金請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等（原本） ④請求者となる方の預貯金通帳 ⑤請求者となる方の印鑑（認印）	手続きはお近くの農協各支店で行います。
□	市議会議員共済会の議員年金を受給されていた	・遺族年金の請求	①議員年金の年金証書 ②請求者となる方の印鑑（認印） ③亡くなった方の戸籍謄本（死亡日が記載されているもの） ④請求者となる方の戸籍謄本（亡くなった方の相続人であることがわかるもの） ⑤請求者となる方の預貯金通帳 ⑥亡くなった方の基礎年金番号がわかるもの	※相続人の状況により、必要な手続きが異なります。まずは下記へお問い合わせください。 前川本館４階 議会事務局 ☎0172-35-1121
□	市議会議員共済会の遺族年金を受給されていた	・受給権消滅の届出	①議員年金又は遺族年金の年金証書 ②届出者の印鑑（認印） ※未支給分の年金がある場合は、この他に ③亡くなった方の戸籍謄本（死亡日が記載されているもの） ④届出者の戸籍抄本（亡くなった方の相続人であることがわかるもの） ⑤届出者の預貯金通帳 が必要となります。 ※未支給分年金があるかどうかについては、議会事務局へお問い合わせください。	
□	軍人恩給を受給されていた	総務省恩給相談室へ直接お問い合わせください。 恩給相談専用電話　☎03-5273-1400（直通）		

介護

手続きの場所…
前川本館１階　介護福祉課
◆…岩木総合支所・相馬総合支所 各 民生課でも手続きできます。

	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	65歳以上	・相続人代表の届出◆	①相続人代表となる方の振込先口座	前川本館１階 介護福祉課 介護保険料係 ☎0172-40-7049
□	６５歳以上または介護認定を受けていた	・介護保険被保険者証の返還◆	①亡くなった方の介護保険被保険者証	
		・介護保険負担割合証の返還◆	①亡くなった方の介護保険負担割合証	前川本館１階 介護福祉課 介護給付係 ☎0172-40-7071
		・高額介護サービス費支給の相続人支給申請◆	①相続人代表となる方の振込先口座 ②印鑑(相続人代表本人が署名する場合は不要)	

介護

手続きの場所…
前川本館１階　介護福祉課
◆…岩木総合支所・相馬総合支所 各 民生課でも手続きできます。

対象者		主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	緊急通報システムを利用されていた	・利用の取消	なし	前川本館１階 介護福祉課 高齢福祉係 ☎0172-40-7114
□	認知症高齢者等ただいまサポート事業を利用されていた	・利用の取消	なし	前川本館１階 介護福祉課 自立・包括支援係 ☎0172-40-7072

障がい

手続きの場所…
前川本館１階　障がい福祉課
◆…岩木総合支所・相馬総合支所 各 民生課でも手続きできます。

対象者		主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	身体障害者手帳 愛護手帳 精神障害者保健福祉手帳を持っていた	・各種手帳の返還◆	①身体障害者手帳 ①愛護手帳（療育手帳） ①精神障害者保健福祉手帳 ②届出人の印鑑（認印）	前川本館１階 障がい福祉課 障がい者 医療・給付係 ☎0172-40-7036 FAX 0172-32-1166
□	重度心身障害者医療費受給者証（決定通知書）を持っていた	・受給者証の返還◆ ・振込口座の変更◆	①重度心身障害者医療費受給者証（決定通知書） ②相続人の方の通帳 ③相続人の方の印鑑（認印）	
□	障害福祉サービス受給者証、障害児通所受給者証を持っていた	・受給者証の返還◆	①障害福祉サービス受給者証もしくは障害児通所受給者証	
□	在宅心身障がい者タクシー等利用券を持っていた	・利用券の返還◆	①在宅心身障がい者タクシー等利用券	
□	有職障がい者交通費を受給されていた	・受給資格喪失の手続き	①受給資格認定書 ②届出人の印鑑（認印）	
□	自立支援医療（精神通院）受給者証を持っていた	・自立支援医療受給者証の返還◆	①自立支援医療受給者証 ②印鑑（認印）	
□	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給されていた	・受給資格喪失の届出◆ ・未支払い手当の請求◆	①未支払手当請求者の印鑑（認印） ②未支払手当請求者の通帳	
青森県心身障害者扶養共済制度に加入されていた方				
□	障がい者が亡くなった	・弔慰金請求	①亡くなった方の死亡日がわかる除票の住民票 ②加入者または障がい者の住民票 ③年金管理者の住民票 ④亡くなった方、加入者、障がい者、年金管理者の印鑑 ⑤加入者が亡くなった場合その死亡診断書 ⑥加入者、障がい者または年金管理者の通帳 ⑦加入証書 ⑧年金証書 ⑨遅延理由書（死亡後３年以上経過した場合）	※年金管理者は指定していた場合に限ります。
	①,②,④,⑥,⑦,⑨をご用意ください。			
□	加入者が亡くなった	・年金請求		
	①～⑦,⑨をご用意ください。			
□	年金を受け取っていたが亡くなった	・年金受給権者の死亡に関する手続き		
	①,④,⑧をご用意ください。			

納税

手続きの場所…
市民防災館２階　市民税課、収納課

対象者		主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	亡くなった方の市県民税・森林環境税の納税通知書が届いた	自分以外の相続人が相続人代表者である場合		市県民税・森林環境税が給与・年金から引かれていなかった方は 市民防災館２階 市民税課 市民税第２・３係 ☎0172-40-7025 市県民税・森林環境税が給与・年金から引かれていた方は 市民防災館２階 市民税課 市民税第１係 ☎0172-40-7024
		・相続人代表者指定届の回答 ・送付した市県民税・森林環境税納税通知書の返送	①相続人代表者指定届 ②市県民税・森林環境税納税通知書 （納税通知書と同封した返信用封筒を使用し、返送してください。）	
		相続放棄している場合		
		・相続放棄申述受理通知書（写し）の提出 ・市県民税・森林環境税納税通知書の返送（※送付されていた場合のみ）	①相続放棄申述受理通知書（写し） ②市県民税・森林環境税納税通知書 （市から納税通知書が送付されていた場合は、同封した返信用封筒を使用し、返送してください。） ※書類の提出までに時間を要する場合は、右記各担当係までご連絡ください。	
□	納税されていた（納税義務者・納税管理人・相続人代表等）	・口座振替の変更又は廃止等	口座振替の手続きをされる方 ①新たに申込される方の預貯金通帳 ②通帳届出印	市民防災館２階 収納課 ☎0172-40-7031

バイク等

手続きの場所…
市民防災館２階　市民税課
◆…岩木総合支所・相馬総合支所 各 民生課でも手続きできます。

対象者		主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	バイク（排気量125cc以下）又は小型特殊自動車等（弘前市ナンバーのついていたもの）を所有されていた	・名義変更◆	①ナンバープレート（名義変更と同時に弘前市ナンバーを変更したいとき） ②標識交付証明書 ③届出者（相続人）の本人確認書類 ※弘前市外の方に名義変更をする場合は、廃車申告の手続きをして、新しい名義人の住所地（あるいは使用の本拠地）で登録手続きをしてください。	市民防災館２階 市民税課 諸税係 ☎0172-35-1117
		・廃車申告◆	①ナンバープレート ②標識交付証明書 ③届出者（相続人）の本人確認書類	

家・土地

手続きの場所…
市民防災館２階　資産税課　ほか

	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	固定資産を所有されていた	・相続登記（名義変更）が完了するまでの間の現に所有する人（相続人）の申告	①固定資産現所有者申告書 ②代表となる相続人の方の印鑑（本人が手書きしない場合）	市民防災館２階 資産税課 資産税係 ☎0172-40-7027
□	固定資産（※登記されていない家屋）を所有されていた	・未登記家屋（法務局の登記簿に記録されていない家屋）の名義変更	①未登記家屋所有者変更届 ②遺産分割協議書や戸籍謄本等の添付書類一式（原本は写しをいただいた後返却します） ※添付書類は、法務局において相続登記を行う際に必要となる書類に準じます。詳細は資産税課へお問い合わせください。	市民防災館２階 資産税課 資産税係 ☎0172-40-7027
□	固定資産（※登記されていた家屋）を所有されていた	・土地、家屋の相続登記（名義変更）	土地、家屋（登記されていたもの）の名義変更は、法務局で手続きが必要です。 併せて、法定相続情報証明の申出を行うと、法定相続情報一覧図に認証文を付した写しを何通でも無料で交付します。 なお、この写しは、 ①預貯金口座等、②相続税の申告書、③各種年金等の手続きで使用します。 ※必要書類の確認など、登記手続案内は事前予約が必要です。 ※所有していた家屋が登記されているか分からない場合は資産税課へお問い合わせください。	青森地方法務局 弘前支局 (早稲田三丁目1-1) ☎0172-26-1150
□	土地・建物を相続された方	空き家に関する相談 （利活用、売却、空き家バンク等の相談）		前川新館３階 建築指導課 ☎0172-40-0522

農地

手続きの場所…
前川本館３階　農業委員会事務局
◆…岩木総合支所・相馬総合支所 各 総務課でも手続きできます。

	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	農地を相続された方	・農地法第３条の３第１項の規定による届出◆	個別の状況に応じてご案内します。	前川本館３階 農業委員会事務局 農地調整係 ☎0172-40-7104

水道

手続きの場所…
岩木庁舎　上下水道部お客さまセンター　ほか
※…上下水道部お客さまセンター市役所窓口でも手続きできます。

	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	水道（井戸水等含む）・下水道を使用されていた方	・使用の中止、廃止又は名義変更届出※ ・空き家・空き家解体に伴う水道メータ取り外しの相談	事前に上下水道部お客さまセンターへお問い合わせください。	岩木庁舎 上下水道部 お客さまセンター 岩木庁舎窓口 ☎0172-55-6868
		・所有者変更届出（給水装置が自己所有の方） ・井戸水等の使用状況変更届出		
□	公共下水道事業受益者負担金・分担金を納付中または猶予中の方	・受益者異動届出 ・口座振替依頼届出（口座振替されていた方）	事前に上下水道部営業課へお問い合わせください。	岩木庁舎 上下水道部 営業課 ☎0172-55-6894

市営・駅前住宅

手続きの場所…
前川新館４階　市営住宅サービスセンター

	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	市営住宅や駅前住宅を利用されていた方	・市営住宅返還届 ・市営住宅使用者名義変更承認申請書 ・市営住宅使用証書 ・市営住宅同居者異動届 ・市営住宅駐車場使用許可事項取消承認申請書 等	個別の状況に応じて必要書類が異なりますので、事前に市営住宅サービスセンターへお問い合わせください。	前川新館４階 市営住宅サービスセンター ☎0172-40-7013

駅前北地区都市再生住宅

手続きの場所…
前川新館３階　都市計画課

	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	弘前駅前北地区都市再生住宅を利用されていた方	・弘前駅前北地区都市再生住宅使用者名義変更承認申請書	①変更承認申請の理由を証する書類 ②新名義使用者の弘前駅前北地区都市再生住宅使用証書	前川新館３階 都市計画課 総務・事業係 ☎0172-34-3233
		・連帯保証人変更承認申請書	①連帯保証人を変更する理由を証する証明書 ②新連帯保証人の印鑑登録証明書 ③新連帯保証人の勤務先の長が発行する給与証明書又は市町村長の発行する所得証明書	
		・弘前駅前北地区都市再生住宅同居者異動届	なし	

こども

手続きの場所…
前川本館 1階　こども家庭課　ほか

	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	妊婦支援給付金の未申請分がある方	未支払請求	個別の状況に応じてご案内します。	ヒロロ３階 弘前市こども家庭課センター こども家庭課 子育て包括支援係 ☎0172-37-1323
□	認可保育所・認定こども園・幼稚園在園児のいた世帯	・教育、保育給付認定変更 ・施設等利用給付認定変更	個別の状況に応じてご案内します。	前川本館１階 こども家庭課 保育係 ☎0172-35-1131
□	児童手当の受給者	・受給資格喪失 ・未支払請求 ・認定請求	個別の状況に応じてご案内します。	前川本館１階 こども家庭課 家庭給付係 ☎0172-40-7039
□	児童扶養手当又は特別児童扶養手当の受給者	・証書返還（児童扶養手当） ・受給資格喪失 ・未支払請求 ・認定請求		
□	子ども医療費助成対象児童の保護者・ひとり親家庭等医療費助成対象児童の保護者	・受給資格消滅の届出 ・受給資格証の返還 ・受給者変更申請 ・医療費償還		
□	配偶者の死亡により児童扶養手当または、特別児童扶養手当の受給対象になる方	・認定請求		
□	配偶者の死亡によりひとり親家庭等医療費助成制度の対象になる方	・資格証交付申請		
□	児童手当の支給対象児童	・受給資格喪失又は減額改定		
□	児童扶養手当又は特別児童扶養手当の支給対象児童	・受給資格喪失又は減額改定 ・証書返還又は再発行（児童扶養手当）		
□	子ども医療費または、ひとり親家庭等医療費助成対象児童	・受給資格消滅の届出 ・受給資格証の返還 ・医療費償還		
□	小・中学校に在学する児童生徒がいた方(保護者が死亡したことにより経済的に困っている方)	・就学援助申請 ※必ずしも認定になるとは限りません。	保護者が死亡したことがわかる書類	前川本館1階 学務健康課分室又は岩木庁舎3階 学務健康課 ☎0172-82-1643

市奨学金

手続きの場所…
岩木庁舎３階　教育総務課

	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	弘前市奨学生の方 弘前市奨学金を返還中（返還予定）の方又はその連帯保証人の方	・弘前市奨学生等異動届 ・弘前市奨学金返還免除申請書 （場合に応じて） ・弘前市奨学金連帯保証人変更届 （場合に応じて）	個別の状況に応じてご案内しますので、右記までお問い合わせください。	岩木庁舎３階 教育総務課 ☎0172-82-1639

弘前霊園

手続きの場所…
前川新館２階　環境課

	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	弘前霊園を利用されていた方	・使用者の名義変更（承継）	①使用者名義変更届 ②埋蔵場所使用許可証 ③承継者の住民票（世帯全員分、本籍記載） ④従前の使用者と承継者との関係のわかるもの（戸籍謄本等） ⑤名義変更手数料　500円	前川新館２階 環境課 環境保全係 ☎0172-40-7035
□	上記承継者で市外に住所がある方	・代理人の選定	上記に加え ①代理人選定届 ②代理人の住民票（本人分、本籍記載）	

交通共済

手続きの場所…
前川新館３階　地域交通課

	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	青森県交通災害共済の会員で、交通事故により亡くなった方	・青森県交通災害共済弔慰金請求	①会員証 ②交通事故証明書 ③人身事故証明書入手不能理由書（交通事故証明書に会員の氏名が記載されていない場合のみ） ④死体検案書または死亡診断書 ⑤請求者の戸籍謄本または抄本（亡くなった方のご遺族であることがわかるもの） ⑥請求する方の通帳 ※委任状と印鑑登録証明書が必要な場合がありますので、資料をお持ちになる前に右記までお問い合わせください。	前川新館３階 地域交通課 交通政策係 ☎0172-35-1102

住民登録	手続きの場所… 市民防災館１階　市民課　ほか			
	対象者	主な手続き	必要なもの	受付窓口
□	通知カード、マイナンバーカードがある	・通知カード、マイナンバーカードの返納	①各種カード ※返納は義務ではありません。	市民防災館４階 マイナンバーカード普及促進対策室 市民課　住民記録係 ☎0172-40-0506
□	住民基本台帳カードがある	・住民基本台帳カードの返納		市民防災館１階 市民課　住民記録係 ☎0172-35-1114
□	印鑑登録をされていた	・印鑑登録証の返納		市民防災館１階 市民課　受付係 ☎0172-35-1113
※マイナンバーカードは、生命保険の請求書等、手続きによっては亡くなった方のマイナンバー（個人番号）を求められることがあります。必要な手続きが済んでから、ご遺族で破棄していただいても構いません。				
□	パスポートがある	・パスポート（有効旅券）の返納 ※返納は義務ではありません。	①パスポート ②亡くなった方とご遺族との関係がわかるもの（戸籍謄本）	ヒロロ３階総合行政窓口 市民課　駅前分室 （県パスポートセンター弘前分室） ☎0172-34-6009

こころの健康相談のご案内

ご家族を亡くした悲しみや喪失感など、こころの悩みを聞いてほしいときにご利用ください。保健師が対応します。

※こころの病気の治療中の方は、まず主治医にご相談ください。

【窓口】 弘前市保健センター　（弘前市健康こども部健康増進課）
【問合せ】 8時30分～17時00分（平日）
☎0172－37－3750

【ミニ情報】法定相続人の範囲と順位

亡くなった方に配偶者がいるとき、配偶者は常に法定相続人です。
亡くなった方の子は、第一順位の法定相続人です。
子がすでに亡くなっているとき、その子(孫)が法定相続人です。
※子の配偶者(嫁や婿)は法定相続人になりません。
第一順位の人がいないとき、亡くなった方の父母が第二順位の法定相続人です。
第一順位、第二順位の人がいないとき、亡くなった方の兄弟姉妹が第三順位の法定相続人です。
兄弟姉妹が既に亡くなっているとき、その子(甥・姪)が法定相続人です。

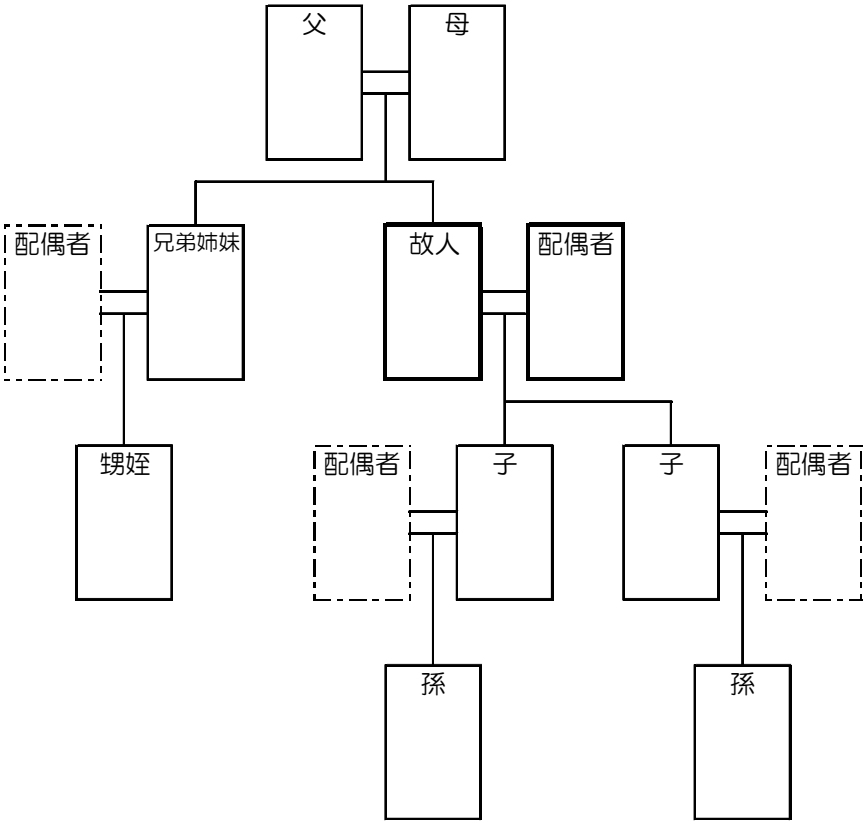

MEMO

市役所外の手続き一覧

※あくまでも参考です。必ずそれぞれの手続き先へお問い合わせください。

※金融機関が死亡を確認した個人の口座は凍結され、口座振替・引き落とし等ができなくなります。
　携帯電話やインターネットなど使用料が継続するものは早めに解約を。

	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
□	遺言書	検認・開封	申立先は、遺言者(亡くなった方)の最後の住所地を管轄する家庭裁判所です。 遺言者の出生から死亡までの戸籍謄本や相続人全員の戸籍謄本等が必要となります。	青森家庭裁判所 弘前支部 (下白銀町7) ☎0172-32-4371 詳細については、裁判所のホームページでご確認ください。
□	相続 放棄	相続放棄の 申立	相続放棄は、相続の開始を知った日から3カ月以内に、被相続人(亡くなった方)の最後の住所地を管轄する家庭裁判所へ申し立てる必要があります。被相続人と相続人の関係によって必要書類は異なります。	
□	預貯金 口座等	凍結口座の 解除手続き	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑登録証明書 等 金融機関・取引情報等によって必要書類は異なりますが、複数の金融機関で手続を行う場合は、法務局で発行する法定相続情報証明が便利です。	各金融機関等
□	生命 保険等	死亡保険金の 請求 入院給付金の 請求	・保険金請求書 ・保険証券 ・戸籍謄本 ・死亡診断書 等 保険会社・契約内容等によって必要書類は異なります。	加入していた 生命保険会社又は 代理店
□	損害 保険等	名義変更・ 解約等	・亡くなった方の死亡の記載のある戸籍 ・相続人との関係がわかる戸籍謄本 等 保険会社・契約内容等によって必要書類が異なります。	加入していた 損害保険会社又は 代理店
□	株式等	名義変更	・亡くなった方の出生～死亡までの戸籍謄本 ・相続人の戸籍謄本 ・相続人の印鑑登録証明書 等 証券会社等によって必要書類は異なります。	証券会社等
□	国債 (戦没者 弔慰金)	記名変更 償還金受領	・国債（又は証券保管証書） ・記名者の死亡を証明できる戸籍書類 ・記名者と相続人の戸籍上の関係が証明できる戸籍 ・相続人の印鑑	償還金支払場所 又は 証券保管証書に 記載の郵便局
□	普通車・ バイク (126cc 以上)	名義変更等	名義変更等については、右記へお問い合わせください。 ※毎年4月1日現在の所有者(使用者)に課税されます。 名義変更・廃車等は早めの手続きをお願いします。	東北運輸局 青森運輸支局 (青森市大字浜田字豊田139-13) ☎050-5540-2008 ※自動音声ガイダンス
□	軽四輪	名義変更 または 廃車		軽自動車検査協会 青森事務所(青森市大字浜田字豊田129-2) ☎050-3816-1831

	対象	主な手続き	必要なもの	手続き先
□	国税関係	相続税手続き 所得税・消費税申告手続き	右記へお問い合わせください。	弘前税務署 （本町2番地2） ☎0172-32-0331 ※国税に関する一般的なご相談は、音声案内で「1」を選択
□	県税関係	県税の申告・申請に関すること		中南地域県民局　県税部 （蔵主町４　弘前合同庁舎２階） ☎0172-32-4341 FAX35-6547
□	不動産登記関係	土地・家屋等移転登記		青森地方法務局　弘前支局 (早稲田三丁目1-1) ☎0172-26-1150
□	固定電話(NTT東日本)	名義変更又は解約	NTT東日本の場合は、右記へお問い合わせください。	固定電話からは、局番なし116 携帯電話からは、 ☎0120-116-000 受付時間:午前９時～午後５時 （土日祝日、年末年始を除く）
□	固定電話(NTT東日本以外)	名義変更又は解約	各契約会社に連絡し、手続きを行ってください。	各契約会社
□	携帯電話			
□	インターネット			
□	電気・ガス料金等			
□	クレジットカード	解約		
□	ＮＨＫ受信料	名義変更又は解約	NHKに連絡し、手続きを行ってください。	ＮＨＫ青森放送局 営業部(青森市松原二丁目１-１) ☎017-774-5116 受付時間:午前10時～午後５時 （土日祝日、年末年始を除く）
□	運転免許証	返納手続き	右記に連絡し、手続きを行ってください。 ※ご連絡は可能な限り午前は10時～12時、午後は14時～16時までの間にお願いいたします。	青森県運転免許センター (青森市大字三内字丸山198-4) ☎017-782-0081
				弘前自動車運転免許試験場 (大久保字西田38-2) ☎0172-31-0737
				弘前警察署交通第二課 (八幡町三丁目３-２) ☎0172-32-0111(代表)

相続登記についての
お問い合わせは

〒036－8087
弘前市大字早稲田三丁目１番地１
青森地方法務局 弘前支局
☎0172－26－1150

不動産を相続した場合の対応方法

- 不動産の所有者が亡くなった場合の登記手続は、不動産の所在地の**法務局（登記所）に申請**して行います
- ケースにより必要な登記や書類は異なります

遺言書がある

はい

自筆証書遺言書保管制度

遺言の内容に基づく所有権移転登記

※ 遺言により不動産を取得したことを知った日から３年以内

いいえ

遺産分割による話合いがまとまった

はい

遺産分割の結果に基づく相続登記

※ 不動産の相続を知った日から３年以内

いいえ

早期に遺産分割することが困難

相続人申告登記

- 義務を簡易に履行できる仕組みです
- 相続した不動産を売却するような場合には、別途、相続登記が必要です

※ 不動産の相続を知った日から３年以内

＋

（相続人申告登記後に遺産分割がまとまった場合）

遺産分割の結果に基づく相続登記

※ 遺産分割の日から３年以内

※ このフロー図は、不動産の相続に関する典型的なケースにおいて、通常想定される対応を示したものです

※ 相続した建物の登記がない場合には、相続登記をする前に、建物の登記（表題登記）をする義務があります

今なら、**相続登記**について**登録免許税が免除**される場合があります
（詳しくは、法務局ホームページをご覧ください）

相続登記について知りたいときは

- 法務局ホームページでは、必要な準備や申請書の記載方法等をまとめた「登記申請手続のご案内」（登記手続ハンドブック）を提供しています

- 全国の法務局では、**手続案内（予約制）**を行っています

（各法務局の案内についてはこちらから）

（ウェブ登記手続案内についてはこちらから）

- **専門家（弁護士、司法書士、土地家屋調査士）に相談**したい場合は、こちら

日本弁護士連合会のホームページ（法律相談のご案内）

日本司法書士会連合会のホームページ（登記手続のご案内）

日本土地家屋調査士会連合会のホームページ（表示に関する登記のご案内）

法定相続人の証明ができる制度をご利用ください
青森地方法務局 弘前支局　☎0172-26-1150

法定相続情報証明制度

あなたの相続手続を応援します！

多くの方々にご利用いただいております！

面倒な相続手続を
より速く！
より便利に！

未来につなぐ相続登記
不動産の相続登記をお忘れなく！
次の世代へのつとめです

「法定相続情報証明制度」とは，相続人が法務局（登記所）に必要な書類を提出し，登記官が内容を確認した上で，法定相続人が誰であるのかを登記官が証明する制度です。

この制度を利用することにより，相続登記，被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など，各種相続手続で戸籍書類一式の提出の省略が可能となります※。

※相続手続で必要となる書類は，各機関で異なりますので，必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。

法定相続情報証明制度の詳しい内容は、法務局ホームページ　検索　をご覧ください。

法務省民事局

遺品整理をされる方へ

詳細は「ごみ分別ガイドブック」をご覧ください▼

ごみ処理施設への持ち込み

焼却・資源化施設

引っ越しなどで大量に排出されるごみや、ごみ収集車が回収できない家庭ごみは、下記の施設へ直接お持ち込みいただけます。事前に各施設へお問い合わせください。

搬入先	弘前地区環境整備センター （町田字筒井6-２） ☎ 0172-36-3883	南部清掃工場 （小金崎字川原田54） ☎ 0172-92-2105
	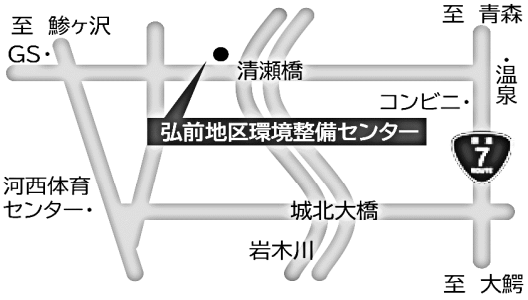	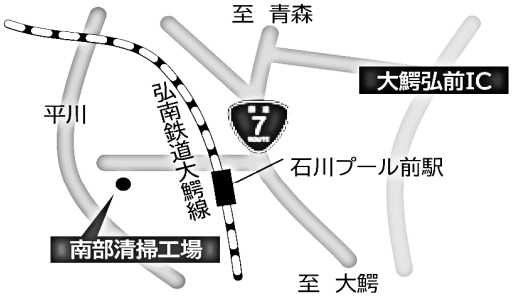
搬入時間	午前8時30分～午後4時30分	
休業日	第1・第3日曜日	第2・第4日曜日
	※年末年始については、各施設へお問い合わせください。	
搬入できるごみ	燃やせるごみ・燃やせないごみ・大型ごみ・容器包装	燃やせるごみのみ
料金	●燃やせるごみ ➡ 10 kgまでごとに 110 円（税込） ●燃やせないごみ・大型ごみ ➡ 10 kgまでごとに 137.5 円（税込） ●容器包装 ➡ 無料（分別・洗浄したものに限る） ※料金は、10 円未満を切り捨てた額となります。	

埋立処分場

市が収集できないごみのうち、製造業者の引き取り、または焼却施設や民間の処理施設（破砕など）に持ち込み処分ができないものに限り、直接埋立処分場へ搬入することができます。

●処分手数料 ➡ **10 kgまでごとに 143 円（税込）**

※事前に下記までお問い合わせください。どのように発生したごみかを聞き取りし、**必要に応じて現場確認を行います。**

【問い合わせ先】環境課町田事業所（☎ 0172-32-1952）

庁舎内マップ

※☑有…手続きが必要な課です。
※☑済…手続きが終わったらチェックを入れてください。

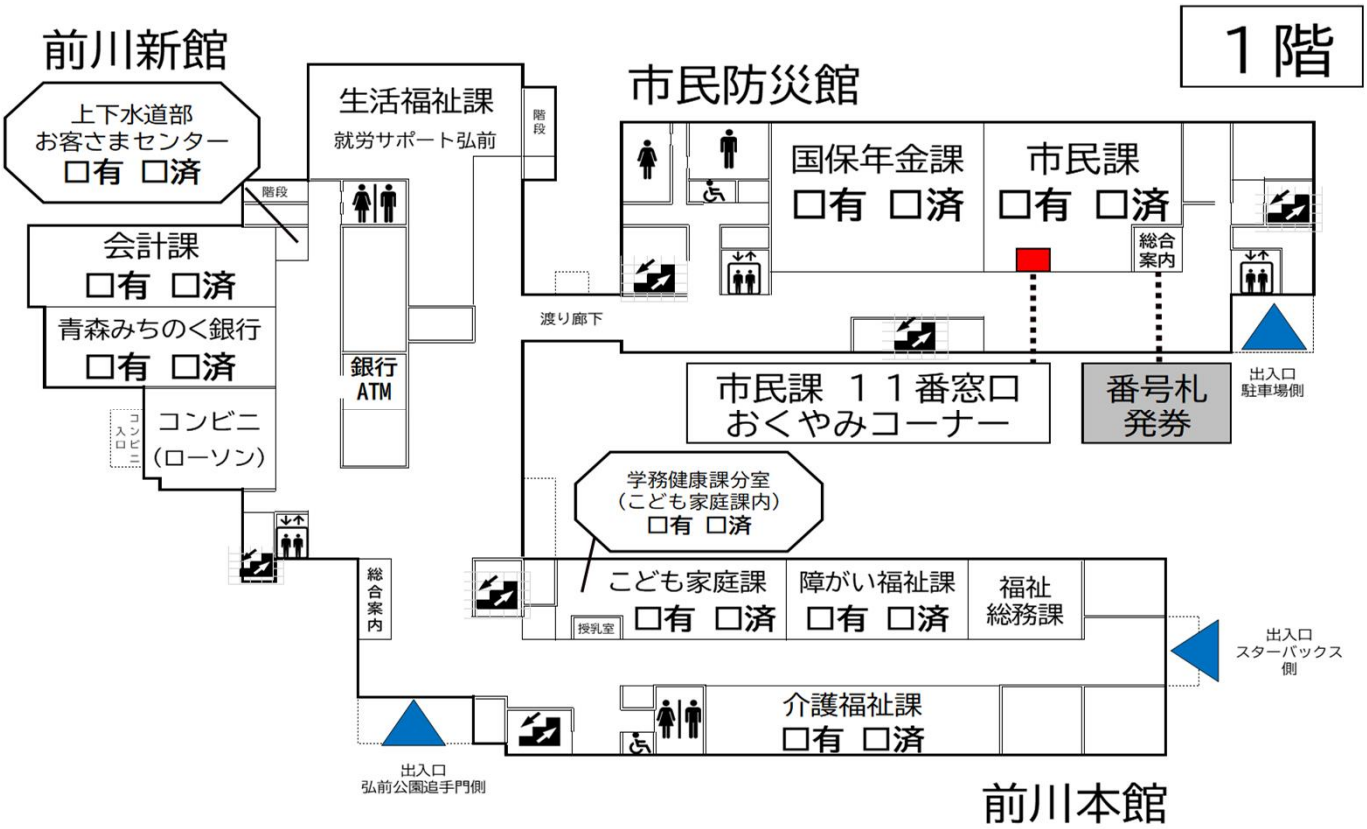

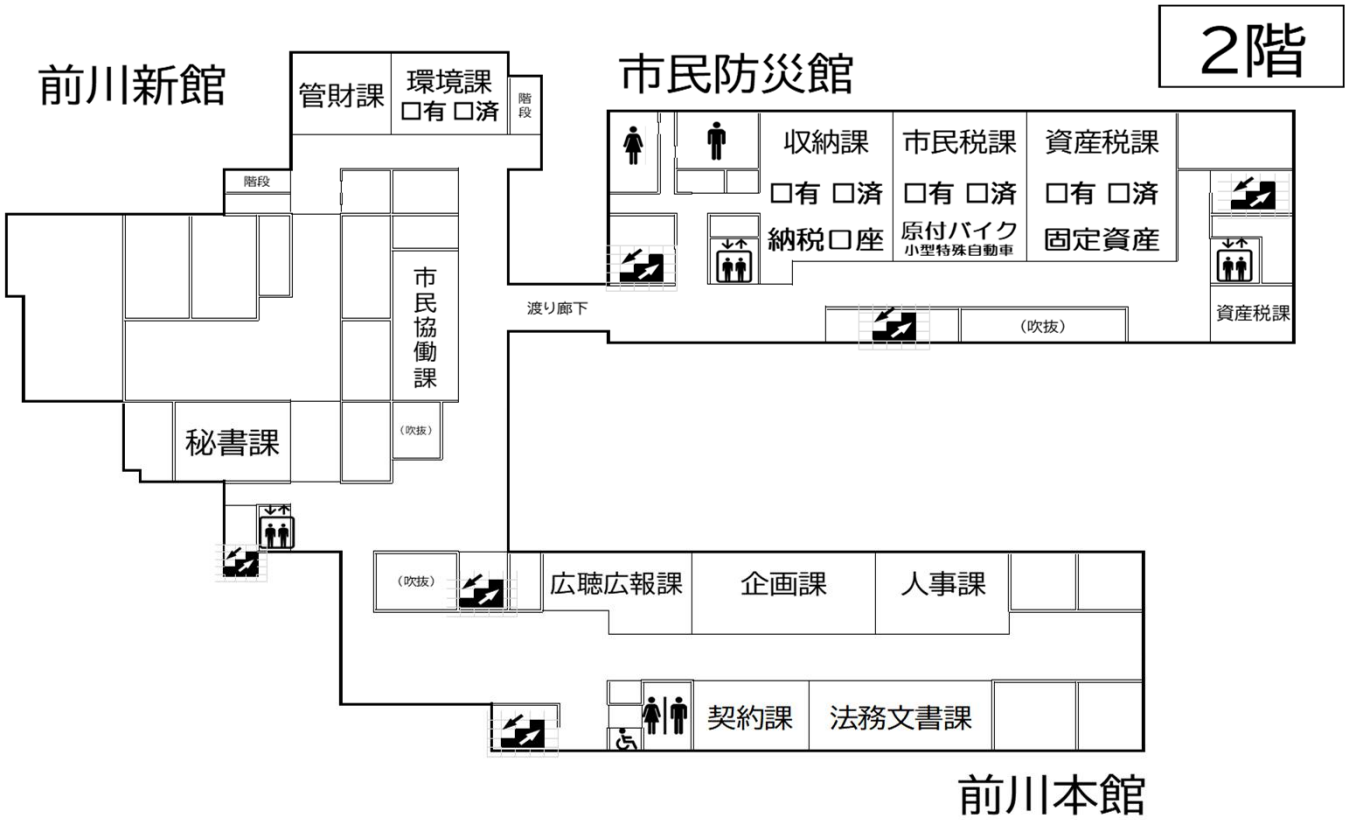

庁舎内マップ

※☑有…手続きが必要な課です。
※☑済…手続きが終わったらチェックを入れてください。

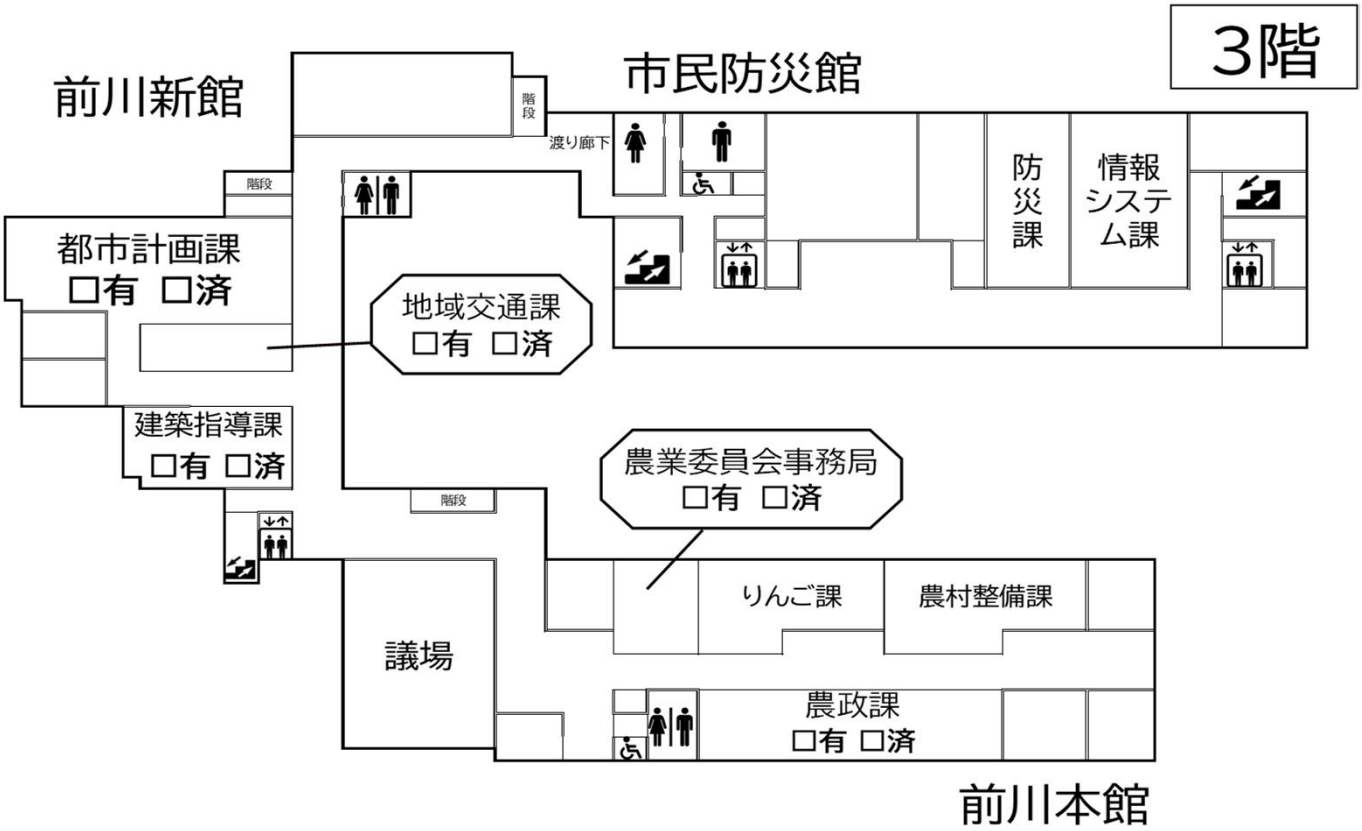

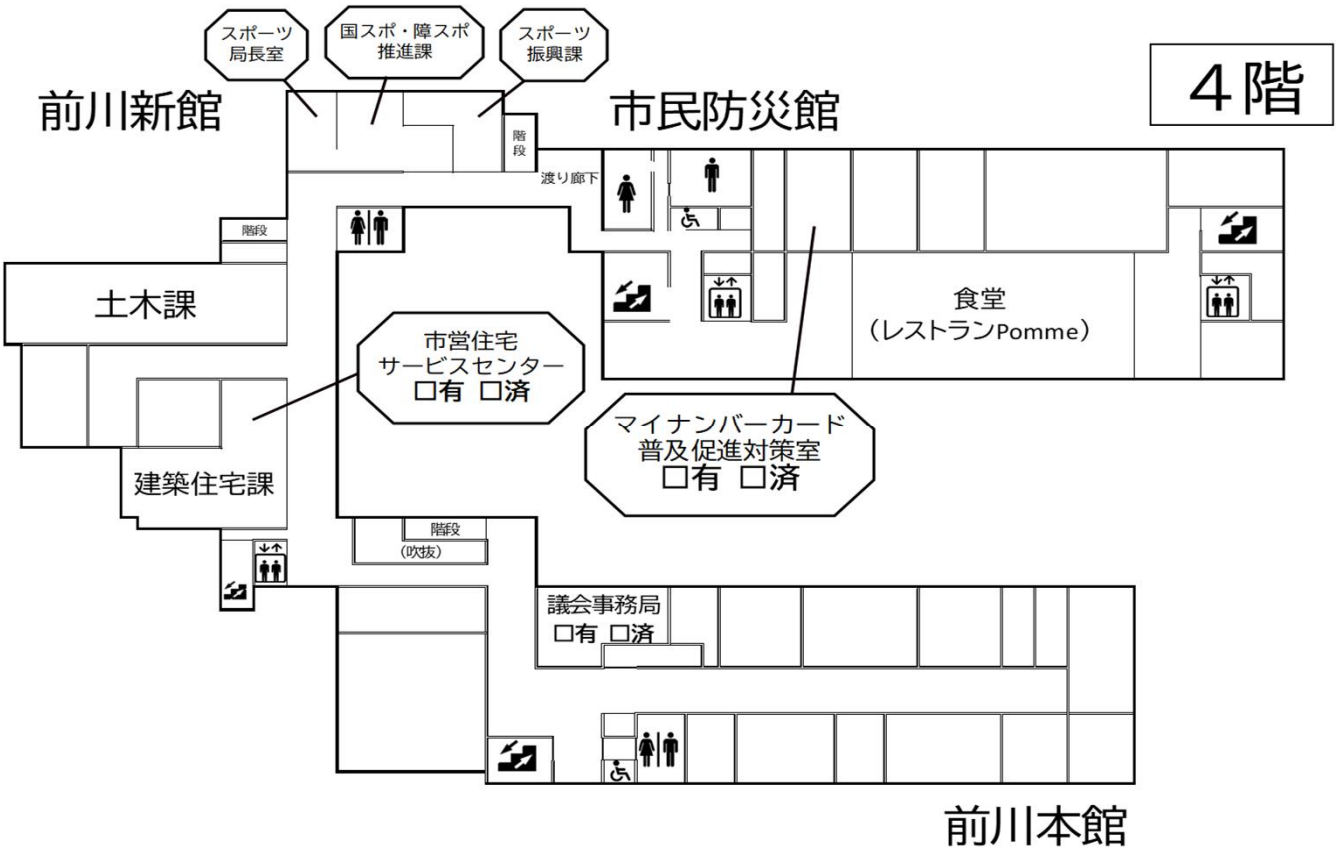

【発行】　弘前市
【担当】　市民生活部　市民課　おくやみコーナー
【お問い合わせ先】　☎０１７２－８８－７１９９
ＦＡＸ　０１７２－３９－１０６３
Email　shimin@city.hirosaki.lg.jp
令和７年７月